

生活困窮者自立支援のあり方等に関する  
論点整理のための検討会  
第4回議事録

厚生労働省社会援護局地域福祉課  
生活困窮者自立支援室

生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会  
(第4回) 議事次第

令和4年4月19日(火)  
14:00~16:00  
オンライン開催

【議事】

1. 開会
2. 議事  
(1) 論点整理(案)について
3. 閉会

【配布資料】

- 資料1: 生活困窮者自立支援のあり方に関する論点整理(案)  
資料2: 構成員提出資料

【参考資料】

- 参考資料: 論点整理(案)の概要

○唐木室長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから第4回「生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会」を開催いたします。

構成員の皆様方におかれましては、御多忙の折、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

本日の構成員の皆様の出欠状況ですが、五石構成員より欠席の御連絡をいただいております。

また、高知市の藤村構成員も4月に御異動があったため欠席となっております。

また、大阪府の綾構成員の御異動に伴い、御後任の大阪府福祉部地域福祉推進室地域福祉課長中村光延様に御就任いただいております。

会場の報道関係者の皆様におかれましては、カメラ撮りはここまでとさせていただきます。

(カメラ退室)

○唐木室長 また、今回の検討会は傍聴希望者向けにユーチューブでライブ配信をしております。本検討会では、これ以後の録音・録画は禁止させていただきますので、傍聴されている方はくれぐれも御注意ください。

それでは、以降の進行につきましては宮本座長にお願いしたいと思います。

○宮本座長 皆様、今回も年度明けの御多忙のさなか、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

今回は、いよいよこの間、皆様に様々な形で御議論を積み重ねていただいた論点整理をまとめていくという段階であります。もう既に前回の検討会において非常に多様な意見をいただいております、これも非常に丁寧に事務局によって文言に反映させていただいております。

こうした積み重ねの上に立って、今日はフィニッシュということにしていきたいと思うのですが、まず段取りとしては事務局のほうからこの間の議論を踏まえた論点整理の修正箇所を御説明いただいて、その後、論点整理の取りまとめ案、最終段階になりますけれども、これについて前回までのように一人一人順番にということではなくて、今回は挙手を基本にして皆さんに御意見をいただいて、よりよいものに仕上げていきたいと思っております。

それでは、事務局のほうから修正箇所について御説明いただけますでしょうか。

○本多補佐 生活困窮者自立支援室の本多でございます。

それでは、資料に基づきまして論点整理取りまとめ案の前回からの修正点について御説明をさせていただきます。画面共有させていただきます。

こちらにつきましては、前回3月24日にこちらの検討会のほうに出ささせていただいたものから、24日にいただいた御意見ですとか、あとは4月11日のワーキンググループのほう

で出された御意見というものを反映いたしまして修正をしているものになっております。それでは、主だった修正点を御説明させていただきます。

まず3ページの部分ですけれども、もともと困窮法は必要不可欠なものであることというのが明らかとなったという記載にしていたところですが、前回の検討会の御意見を踏まえまして「改めて認識され」というふうに修正をしております。

また、その下の部分ですけれども、給付・貸付事務というものが膨大となった結果、法の理念が揺らいでいるという記載ぶりにしては、こちらについても膨大となったという量が増加をしたというよりは、むしろ困窮法、困窮制度がそもそも想定をしなかったような事務というものが新たに出てきたという御指摘をいただいておりますので、「従来法が想定していなかった」というふうに修正をしております。

次に、4ページの（地域共生社会や関連施策との関係について）という部分になっております。こちらについて、もともと地域共生社会というのは困窮法の考え方を他の福祉分野、政策領域に広げですとか、あとは困窮法の実践というものが「地域共生社会の実現に向けた取組の中核となり」という記載をしていたのですが、前回の検討会の中で、地域共生社会を構成するほかの福祉分野についてもそうした地域共生を目指した取組の実践というものが積み重ねられているということを考慮した記載ぶりにすべきという御指摘をいただきまして、「こうした法の考え方とを他の福祉分野や政策領域の考え方を合わせて、共通理念化した」という記載ですとか、または「法の関係者と他の福祉分野の関係者等が連携・協働することを通じて相乗効果が生まれ」という記載ぶりに修正をしております。

続いて8ページの部分になっておりますが、まず困窮法の理念に関する記載の部分でございまして、特に生活困窮者支援を通じた地域づくりについては法の実施主体だけではなくて「地域住民を含む多様な主体との連携・協働によるつながりや居場所づくりの取組」というものについても言及すべきではないかということで反映をしております。

次に、10ページの上から2つ目の○のところですが、もともと法に基づく事業や関係施策が分立しているということで、自治体を使いやすいような工夫ということの記載をしていたのですが、こちらも前回の検討会の中で、自治体の使い勝手というところよりはむしろそれぞれの事業がある中で困窮制度の「全体としていかに包括的な支援を提供していくのか考える必要があるのではないか」という御指摘をいただいておりますので、そのように修正をしております。

また、下から2つ目のところですが、コロナ禍において地域の多くの活動というものが自粛になっている中、日常的な暮らしの中での気かけ合う関係の重要性というのが改めて認識されたことを踏まえると、法の理念の実現に当たっては、地域住民・住民自治組織の活動支援といったことが重要ではないかといったことを記載しております。

次に、11ページになります。11ページの一番上の○のところ、コロナ禍における状況を踏まえると、こちらは困窮法に基づく相談支援と経済的支援について切り分けて検討す

る必要があるということでもともと記載をしていたのですけれども、前回の検討会の御意見を踏まえて趣旨を明確化しているものになっております。

また、一番下の○になりますけれども、特例貸付について、「返済開始後も含めた返済の基準については極力柔軟な運用を求め、真に困窮している方から返済を求めた結果、更なる困窮に陥ることがないように運用すべきではないか。」といった記載を追記しております。

次に、12ページの下から3つ目の○になりますが、高齢化が進展し、財政状況も厳しさを増していく中で、「関連分野を有機的に運用できるように一体化するとともに、支援を受ける本人の要望を踏まえて本人主体で活用できるよう、包括的な支援体制のあり方について、長期的な視点で考える必要があるのではないか。」ということで、こちらも前回の検討会の中でいただいた御意見を記載しております。

次に、19ページの部分に飛ばさせていただきます。自立相談支援事業に関する論点のところでございますけれども、個人事業主、フリーランスの支援について、もともと商工部門の経営相談というのを特出しして記載をしていたのですが、前回の御意見を踏まえ、「商工会議所・商工会等」という関連機関も追加をしております。

また、下から2つ目の○のところ、広域的・重層的な体制づくりについて言及しているところに注釈をつけております。こちらについては前回の検討会の中で、自立相談支援事業とか、就労とか、それぞれの事業のところにはほかの法に基づく事業にも関係するような記載というものがあるけれども、ちょっと記載場所を検討すべきではないかという御意見をいただいております。

それについては、こちらの下注に記載をしているとおりですけれども、こうした法に基づくほかの支援の在り方にも関係するような論点については、便宜上、主にその御意見が出た部分に記載をしておりますけれども、今後の検討については「共通の論点として法全体として検討を行うこととする。」ということを注釈で記載をさせていただきます。

19ページの一番下の○のところですが、「ひきこもり状態にある方への支援について、特にコロナ禍ではアウトリーチなどの支援を十分に行うことができなかったことも踏まえ、強化すべきではないか。」といった点を記載しております。

次に、20ページの上から2つ目の○ですが、支援会議の活用について、支援会議の設置目的、支援調整会議等ですとか、あとは重層の支援会議、支援調整会議といった他の会議との違いや役割分担、具体的な好事例などを周知することによって設置を早急に進める必要があるのではないかといった点を記載しております。

次に26ページ、就労の【論点】のところに移らせていただきます。

26ページの【論点】の2つ目の常用就職を目指した就労支援のところなのですが、もともとは「常用就職を目指した就労支援が本人の尊厳を奪うことがある一方」という少し断定的な記載だという御指摘もありましたので、「常用就職を目指した就労支援は、本人の

希望や特性によっては、必ずしも本人の自立に結びつかず、本人の尊厳に影響を与える場合もある」という記載に修正をしております。

次に27ページの部分になりますが、認定就労訓練事業、就労準備支援事業のそれぞれの部分に経済的に困難な利用者に対する支援というものを記載していたのですが、それらをまとめる形でこちらに「就労準備支援事業と認定就労訓練事業等の利用者の移動について、就労体験先への移動が経済的に困難な利用者への交通費を含む移動の支援を検討すべきではないか。」という記載をしております。

次に、29ページの下から2つ目の○になりますが、特定求職者雇用開発助成金に関する記載の部分で、「生活困窮者等の受入れに協力的な中小企業等を支援する観点」ということで、新たに観点を記載しております。

次に33ページ、家計改善の【論点】の部分になります。

33ページの上のところですが、「加えて、家計改善支援事業が税・保険料等の滞納に効果的である一方、関係部局との連携が進んでいるとは言い難い状況を踏まえ、更なる連携強化の取組を進めるべきではないか。」ということを追記しております。

また、支援の手法に関する記載ですが、もともと「エビデンスに基づいた支援手法の確立・標準化も必要ではないか。」という記載をしておりましたが、それがオーダーメイド型の支援というものを阻害しないように配慮する必要ということで前回御意見をいただいておりますので、「相談者一人ひとりに寄り添い、本人の意思を尊重したオーダーメイド型の支援ができるよう配慮した上で、」という記載を追記しております。

次に居住支援の【論点】の部分になりますが、39ページの（一時生活支援事業）に関する部分で、一時生活支援事業について全ての自治体において取り組まれることが重要であり、また、もともとそのために「広域実施の推進」というものを記載していたのですが、こちらでも検討会の中で単に広域実施を進めて利用できるということではなくて、本人が地域で暮らしたいといったような希望を持たれている場合もあるということで、そうした本人の意思や希望にも配慮した上で広域実施を進めていく必要があるという御意見をいただいておりますので、その旨を記載しております。

また、一時生活の未実施自治体においても本人の意思に反して実施自治体への移動を余儀なくされるということがないように、地域における救護施設、日常生活支援住居施設といった施設の活用というものを検討すべきではないかということを追記しております。

次に45ページの「貧困の連鎖防止・子どもの貧困への対応のあり方」というところの修正になっております。

45ページ一番上の○のところ、こちらでも前回の検討会で御意見をいただいております、コロナ禍で子どもの学習習慣の乱れ等により教育現場での負荷というものが一層高まっているということを追記をしております。

また、子どもの学習・生活支援事業について、「コロナ禍で学校行事が制約される中、子どもが成長過程で必要な体験ができるよう、体験活動を含め、支援メニューの拡充が重

要ではないか。」ですとか、45ページの下から2つ目のところですが、「高校生や高校中退者・既卒者に対しては、中退防止や進路選択等に関する支援が重要であり、居場所づくりや進学及び就職に向けた相談支援を推進していく必要があるのではないか。」といった記載を追記しています。

また、「子どもたちの学習機会を確保する観点から、特に過疎地域や高校生を対象とした学習支援については、オンライン学習を広域的に利用できるよう、オンライン学習の環境整備が必要ではないか。」といったことを追記しております。

46ページ一番下の○のところですが、ヤングケアラーについて子どもの貧困の連鎖防止という項目のところに記載をしていたのですが、こちらも前回の検討会の中で貧困の連鎖の防止というところに限らず、ヤングケアラーの問題というのは制度のはざまや課題の複合化といった問題の象徴的な事例であるという御意見をいただいておりますので、そちらを記載するとともに、またヤングケアラーの世帯の状況というのが継続をしていくと、ひいては高齢期の支援までつながっていく可能性があるために長期的な視野で関わり続けることが重要ではないかという御指摘をいただいておりますので、そちらについても記載しております。

次に49ページ、生活保護との連携の在り方の【論点】の部分になっております。

49ページの【論点】の1つ目のところで、（生活困窮者自立支援制度と生活保護制度の一体的な支援のあり方等）というところですが、もともとの記載ですと、「両制度間の切れ目のない支援を実現し」ということで、困窮制度から生活保護に移行する場面ですとか、生活保護から困窮制度に移行する場面の円滑な移行というところを念頭に記載をしていた部分でございますけれども、こちらについては前回の検討会の中で一歩踏み込んで、「重なり合う支援」というような記載ができないかということを確認の方から御意見をいただいておりますので、「「重なり合う支援」の実現に向けて、そのあり方について議論を深めることが重要ではないか。」といった記載に修正をしております。

50ページについても、同様の修正を行っております。

51ページ以降はその他の諸課題ですとか人材養成といった【論点】になりますけれども、主だった修正点を御説明させていただくと、まず53ページの下から2つ目のところで「高齢化や人口減少が進む中、地域住民に寄り添って活動できる職員を配置するなど、地域における支え合いについても社会化する必要があるのではないか。」といったことを記載しております。

次に60ページの人材育成、都道府県の役割といったところの記載ですが、60ページの1つ目の○のところでは人材養成研修について今後も国が責任を持って実施するとともに、原点に立ち返るため、現行は基本的に国研修というのは初任者研修を中心に実施をしているわけですが、初任者以外の「現任者も定期的に研修を受講できるようにすべきではないか。」という御意見を記載しております。

また、下から2つ目のところですが、こちらについてはもともと「専門性の確

保や支援者のバーンアウト防止の観点から、専門性の高い組織との連携やスーパーバイザーの配置」といったことを記載していたのですが、支援員の方がバーンアウトの防止というような場面においては専門性を強調し過ぎることがかえって負担になるのではないかなという御意見をいただいておりますので、そうした外部の組織との連携ですとか、あとは「支援実績や課題解決のみに囚われないよう、寄り添った支援の重要性を伝えていくことが必要ではないか。」といった記載に修正をしております。

その他、（都道府県の役割）ですとか、システムの改善に関する御意見ですとか、災害を含む有事の対応については前回の検討会でいただいた御意見を基本的には反映しているというものになっております。

事務局からの主な修正点の説明については、以上となります。

○宮本座長 どうもありがとうございました。

それでは、今、事務局から丁寧に御説明があったわけですが、これに基づいて取りまとめ案について皆様の御意見をいただいきたいと思っております。特にこれまでの議論が適切に反映されているかどうかというところを中心に修正、訂正の意見等がおありの場合は遠慮なく挙手をさせていただいて御発言をいただければと思います。

ただ、これまでと同じように基本的に5分以内でお話をいただくということで、形式的にはなりますけれども、4分で一旦ベルを鳴らささせていただき、5分で2回ベルを鳴らすという形にさせていただきたいと思っております。タイマーも同じように表示をされます。

早速、幾つか挙手をいただいております。挙手というのは、この画面上でマークを出していただくということですが、もし何かまどろっこしければ手を振っていただいても構いません。順番を私は把握していませんので、前後するかもしれませんが御容赦ください。

西岡構成員、お願いいたします。

○西岡構成員 2つほど御説明したいと思っております。

1つは特開金の活用について追加いただきましたが、少し分かりにくいので、補足をさせていただきます。

大事な論点は、特開金の給付金はお金が出ますという単なる事業以上に就労支援の実施主体にとっては大事な論点が含まれていることを御理解いただきたいと思います。

就労支援を利用した支援対象者がそれを踏まえて無料職業紹介所のあっせんで雇用を実現する。そうすると、雇用主が就労支援に協力した雇用を開発したという位置づけで給付金が支給される労働施策サイドの事業です。

利用できるケースがあれば利用したらいいという考え方もあるかもしれませんが、就労支援ではもう少し突っ込んだ理解が必要だと思います。生活困窮の中でも事業所との関係づくり、関係強化を図りましょうが大きなテーマになっています。そういう意味で協力事業所をどんどんつくってきた、あるいは無料職業紹介の登録事業所をきちんと育ててきたという経緯を踏まえると、そういう事業所の情報を基に支援プランの中で早い段階でこの

特開金の活用、本人と支援者と協力事業所という三者でその人に合った雇用、仕事を開発していこうじゃないかと方針化することが可能になったということです。

前提として協力事業所との連携が単に求人をもたらしましたなどというレベルの問題ではなくなっています。

ちょっと違った見方かもしれませんが、厚生行政サイドの就労支援と労働施策との連携は従来から言われていますが、今回の特開金をめぐる動きは労働施策サイドから厚生サイドへ活用できるならばしてみろと、結構挑戦状のような形で届いているのかとも考えられるし、逆に就労支援の対象者が広がり過ぎて労働施策による支援がもうカバーできない、ちょっとしんどいんだというメッセージかもしれません。

では、自治体の無料職業紹介の活用も含めて、自治体が労働施策分野に踏み込むように言っているか、評価は分かれるかもしれませんが、いずれにしても就労支援サイドが支援対象者にあった仕事、雇用を開発することをかなり意識的にやらないといけない時期にきていることを御理解をいただきたいし、現場でも議論をしていただきたいという趣旨です。

2つ目は、前回のワーキングでもすごく生活保護との関係が制度論も含めて議論になっていました。私は自治体コンサルで自治体現場に入ることが多いのですが、事前シートにも書きましたように、一体的な支援、あるいは「重なり合う支援」が、結論的に言うところちょっと提起するのは早いのではないかと。その前に、生活保護のいわゆる継続した個別支援、要するにケースワークという意味、で就労支援の経験なり体制ができていいのか整理すべきだと思います。

「自立支援プログラム」をはじめ、適切な支援、準備段階の支援もやりましょうと経験を積んできているはずですが、聞けばあまりいい結果は聞かない。これはどうなっているのだろう。ちゃんと主体的な課題として取り組まれているのか。はっきり言えば疑問に感じます。特に生活困窮と一体的な就労準備などでは、「取りあえず就労準備」というような形で流され、結果就労準備の利用が長期化するという事態が現場の不満としてあります。

一体的支援、「重なり合う支援」と言う前に、生活困窮サイドもそう同様ですが、就労支援については1点目の特開金も含めてまだまだ課題、それぞれ強化すべき課題がクリアされていないんだという認識に立って、安易な一体的支援とか、重なり合うなどというようなことは言うべきではないのではないかと、制度論とは別の現場の実施体制のあり方を再評価すべきだと強調しておきたいと思います。

以上です。

○宮本座長 ありがとうございます。2点とも非常に重要な問題提起として受け止めました。

ただ、同時に2つのことがあって、もう取りまとめの最終段階であるということで、できるならば御意見を、この部分をこんな形で修文するべきではないかというような形で御提案いただくと大変ありがたいと同時に、2点目なのですからけれども、これは皆さん重々御

承知のとおり、この検討会は日本の行政の形を踏まえると非常に難しいところにある。つまり、もともとこの制度そのものが境界横断的なのですね。また、その横断した先でこの制度の趣旨がちゃんと酌み取られていろいろな類似の制度も出てきているというような中で、きちんとその老舗として責任を果たしていかなければいけないわけなのですけれども、その際、常に境界領域にどういうふうに関わっていくのか、もっと言えば踏み込んでいくのかという難しいかじ取りが必要になっていく。今の西岡構成員のおっしゃった労働部局との関係の話、それから生活保護そのものとの関係の話というのもなかなかちょっとデリケートな部分もあるかなと思います。

その辺りも踏まえていただいて、いかがでしょうか。何かここはこんなふうに修文し得るのではないか。その言葉ずばりでなくてもいいですけれども、少し曖昧な言い方でも構いませんけれども、ちょっと御提案いただくと大変助かります。

○西岡構成員 事前のシートに少しその文言については記載したものがありますので、吟味していただければ、あとはお任せをしたいと思います。

○宮本座長 そうですか。分かりました。ありがとうございました。

それ以後の御発言も、ぜひその辺りを酌み取っていただいてお話を進めていただければと思います。

それでは、見えている順番で進んでしまいますけれども、生水構成員お願いできますでしょうか。

○生水構成員 皆さん、こんにちは。生水です。論点整理（案）の資料を踏まえて、修正箇所の意見を述べさせていただきます。

まず7ページの4つ目の○についてですが、ここに「それぞれの立場や支援の現場における「想い」とありますが、この「想い」の漢字を辞書で引きますと、考え、想像、イメージ、対象を心に思い浮かべること、とありました。

そこで、「思い」の漢字を引くと、意思、そして頭脳と心で思う意味を表す、とありました。ですから、ワーキングや検討会の熱量を表すのであれば、「思い」のほうが合っているのではないかと。もっと白熱度を表すならば、切なる思い、ではないかと思っておりますので、ここは白熱にふさわしい表現にさせていただければと思います。

次に、10ページの1つ目の○の定義の検討についてですが、「法の対象者の定義が実態に即したものとなるよう」とありますが、これだけでは実態に即するために何が必要なかが分からないので、ここは、法の対象者の定義が経済的困窮に縛られることなく実態に即したものとなるよう、と、経済的困窮に縛られることなく、を挿入いただければと思います。

次に、11ページの一番下の○の特例貸付の返済についてですが、「真に困窮している方から返済を求めた結果、更なる困窮に陥ることがないように」とあります。これは、真に困窮している人をさらなる困窮に追い込む運用はやめましょうという趣旨だと思うのですが、ここは返済の基準についての意見なので、「真に」をつけることで償還免除等の基準のハ

一ドルを非常に厳しく設定してしまうことにもなりかねないので、「真に」や「更なる」を取ってしまって、返済を求めた結果、生活困窮に陥ることがないように運用すべきではないか、との文言にするほうがよいのではないかと思います。

次に、29ページの3つ目の○の特定求職者雇用開発助成金、先ほど西岡構成員もお話しなさいましたが、ここに書かれているように、受入れ実績が原因で助成金を受けられないというのが課題だと思うので、文章に、助成金を使用できる要件の拡充や分かりやすい周知、というように、要件の拡充、とする文言を追記いただければと思います。

次に、39ページの4つ目の○の（一時生活支援事業）についてです。この広域実施については前回の検討会でも意見を述べたのですが、都道府県が一時生活支援事業に関与することができれば、県と市町の役割分担による実施が可能となるので、ここに、都道府県の役割、を入れて、広域実施の推進には都道府県が関与することができる手法も加えるなど、多様な体制整備の検討が必要ではないか、と加えていただければと思います。

次に、41ページの2つ目の○の住居確保給付金についてですが、住居確保給付金の収入要件が低過ぎるため、この収入要件の金額の見直しについても併せて検討が必要だと思うので付け加えていただきたいと思います。

そして、46ページ、3つ目の○の学校に通っていない子どもたちへの支援についてですが、野洲市で実施しています学習支援事業に参加した中学生の不登校生徒については中学校と協議し、登校としてカウントされるという取決めをしております、不登校生徒の高校進学に関する支援としてとても役立っています。こうした学習支援事業の場を登校とみなす取扱いについて、もっと積極的に推進することが教育機関との連携強化に必要ではないかと思います。そこで、不登校生徒については子どもの学習・生活支援事業の場を学校と同じく登校とみなすことができる取扱いの整備が必要ではないかというように踏み込んだ内容を入れていただきたいと思います。

そして、49ページの生活困窮と生活保護の一体的な支援について、「重なり合う支援」としていただきありがとうございます。

次に、53ページの一番下の○の（関係機関・関係分野との連携）についてですが、この3月に公表されました北海道総合研究調査会の報告書に自殺対策について生活困窮者自立支援制度、生活保護制度、双方の部署の職員が自殺を防ぐための包括的な生きる支援の担い手として自殺対策部門との深いつながりを持ち、自殺予防を推進する枠組みに参画することを今以上に担っていくことが急務であると大切な視点を述べられているので、このことをぜひ盛り込んでいただければと思います。

最後に一言だけ、私はこの3月末で野洲市役所を定年退職しました。公務員生活23年間の私の最高の御褒美が、生活困窮者支援制度を通じてつながった皆さんとの御縁です。だから、私はこの困窮制度は大好きで、ともに歩んできた同志だと思っています。この制度が凝り固まることなく、おおらかに成長して、ますます人のために役立つ制度になることを心から願っています。本当にありがとうございました。

以上です。

○宮本座長 どうもありがとうございました。

最後の御挨拶も含めると、約10点になるかと思います。それぞれ非常に具体的におっしゃっていただいたので問題ないかと思えますけれども、これは既にお気づきだと思いますが、恐らくお互いに皆さんの御意見の中で必ずしも一致しないところも出てくるのではないかと思います。

もう既に「重なり合う支援」という表現については、少し慎重になったほうがいいんじゃないかという御意見と、今の生水構成員のように非常に大事な表現であるという御意見もありました。この辺りは、自治体の皆さんからのヒアリングの資料を拝見しても確かにそれぞれ非常に大事な深い観点から御判断いただいています、ここをどうしていくのかということは今日、後のほうで御議論のポイントになっていくかもしれません。ぜひその辺りも意識していただけてお話を続けていただければと思います。ありがとうございました。

続きまして、朝比奈構成員お願いいたします。

○朝比奈構成員 朝比奈です。ありがとうございます。

事務局の皆様、取りまとめ本当にありがとうございました。私のほうからは、事前に意見ということで少し資料化したものをお送りいたしましたので、画面共有させていただきます。

1点目は意見というよりも、どちらかという質問に近いかもしれません。前書きのようなところの最後のところ、7ページですね。そこに、今後社会保障審議会において「具体的な制度設計の検討が進められることと併せ」というふうに書かれていて、手続的には確かにこのような形になるのだろうと思われるのですが、例えば9ページ目の記述には「給付を含めた経済的支援のあり方については、相談支援とは切り分けた上で、法の枠組みを超えた社会保障制度全体の枠組みの中で検討する必要があるのではないか」というような表現がされています。

これは経済的な支援だけではなくて、例えば居住支援なども恐らく枠組みを超えたということになっていくのだと思うのですが、この辺りが今後、先ほど宮本座長もおっしゃいましたが、どのような形でこの論点整理で出された意見が反映されていくのか。社会保障審議会の所掌を超える部分というのが当然出てくるのだろうなというふうに思っております、その辺りについて少し事務局から説明をいただければと思います。

それから、12ページです。これについても若干の表現ですけれども、「支援を受ける本人の要望」というふうになっているのですが、後半のところ「本人主体で」という言葉が入っておりますので、これは「要望」というよりもニーズというふうに言葉を置き換えてもいいのかなと思いました。

それから、26ページの就労支援のところについてです。これについては、若干ずっと私の中で記述が引っかかっていたりもしまして、ワーキングのほうに参加をした千葉のメン

バーなどとも少し議論しながら修文を考えていました。

ただ、もしかしたら私が見ていた資料が古かったかもしれないので、先ほど御説明いただいたところで吸収をされているような気がするのですが、常用就職だけを目指す就労支援が本人を追い詰め尊厳を奪う、というふうに、だけ、という言葉を入れたほうが意味合いがはっきりするかなとも思いましたので御検討をいただければと思います。

それから、最後になります。これは59ページのところに入れるのが適切かどうかということもあるのですが、私はワーキングでも、それからこの場でも、多様なニーズに応えていくためにどういう多様性を持った体制をつくっていくのかということ、それについて何回か意見を申し上げてまいりました。それで、多様なニーズに応えていくための体制整備や委託の在り方を検討すべきではないかというのが論点の1つとして立っていいのではないかと思いますので、加えることを検討していただければと思います。

私からは以上です。

○宮本座長 今、朝比奈委員からお話をいただいた最初の点ですが、この報告書は厚労行政の中の所管の枠をも超えていくし、さらには外部省庁との関係にも関わってくるということで、その辺りは何をどこまでどんなふう書き込めるのか。恐らくそういう前提の下でめいっばいの書きぶりを示していただいていると思うのですが、朝比奈委員のほうから事務局にちょっとその辺りをコメントいただければというようなお話もございました。

2番目の論点ですね。常用就職だけ、という言葉遣いのほうがいいのではないかと。私もほぼ同趣旨の御意見を事前のヒアリングで申し上げたのですが、そこは私の印象ではうまく直していただけたかなというところもありますが、そこはもう一回確認をいただければと思います。

それから、委託の話ですね。そこで、この事業が地域の中できちんと高い質を保って継続していく条件づくりというのは、確かに正面からなかなか御議論されてこなかったけれども、非常に重要な問題であるというふうに思っております。ひょっとしたらこれは何か加えておくところが必要なかもしれないと思いながら、朝比奈委員の御意見を承っております。ありがとうございました。

続きまして、行岡構成員お願いいたします。

○行岡構成員 そうしたら、画面共有から入りたいと思います。私のほうからは、何点か意見を出させていただいています。

「重なり合う支援」の実現というふうに論及いただいたことについては賛同いたします。

あとは、個別論点について改めて気がついた点と、前回で述べ切れていなかった点について少し述べたいと思います。

まず27ページの4つ目の○のところ、また、小規模自治体においても実施できるよう、国や都道府県が自治体の主体性を生かしながら積極的に広域実施に関与すべきではないか、

と、自治体の主体性を生かしながら、ということを加えていただきたいということです。

理由としては、就労準備支援事業の広域実施に取り組んでいる複数の都道府県の委託事業所に尋ねたところ、参加自治体の認識により事業実績に開きがあるということが分かっております。自治体が積極的、主体的に参加している場合は、自立支援事業所との連携も、自治体との連携もスムーズで、利用実績も多くなっていくのですが、都道府県に依存した状態であれば両者の連携が難しく、委託事業者は同じような努力をしても実績になかなかつながらないという点があります。したがって、国や都道府県は積極的に広域実施に関与すると同時に、自治体が主体的に参加できるような条件を整えていくべきではないかということ述べております。

これは、後から出てくる32ページの1つ目の○の（家計改善支援事業）に関しても同じような理由で修文をお願いしております。

それから、27ページの5つ目の○のところでは、これは事業実施を行う必要性を自治体に理解してもらうための仕組み、場を設けるとともに、客観的指標で支援の見える化に取り組む必要がある、ということを入れていただきたいということです。

理由は、就労準備支援事業というのは利用者の変化や成果が見えにくいということがあって、支援に対する誤解も多く、自治体の理解を得にくい側面があります。事業を行う必要性を自治体に理解してもらうということのために、客観的指標で事業者の小さな変化に着目して支援の見える化することが重要だというふうに思います。

そういう意味では、KPSビジュアルライツツールが社会福祉推進事業で開発されて効果的に活用されていますので、このような支援の見える化、ツールの活用も視野に入れていくべきではないかと思って文言の追加をお願いしました。

それから、次の家計改善支援は先ほど就労のところでも述べたようなところで、自治体の主体性を生かしながら、ということを入れていただけないかということです。

それから、32ページ目の3つ目の○のところでは、家計改善支援事業の必須化に当たっては、家計改善支援事業をシステムに乗せ、支援内容を把握できるようにすることが必要である、ということを入れていただきたいと思います。

理由は長くなりますが、前回のところでも少し述べましたが、自治体に理解してもらうために事業の効果検証を行い、定量的・定性的な効果を明らかにすることが必要というふうに本文で述べられていることについては賛同いたしますが、しかしながら、それ以前の大きな課題は、直近のシステム改修によりシステム上にある家計改善支援事業の帳票は自立相談支援事業の帳票の中に合体させられた状態になっているという点です。

自立相談支援事業と家計改善支援事業が別事業者のところとか、広域実施の現場はこの帳票に入力することができずに混乱しております。同一事業者であっても家計改善支援員が専任化されている現場では、自立の支援員が帳票に入力している間は待たされている状態で非効率というふうになっていますので、そういう中で仕方なく法施行時に作成した独立した家計改善支援事業の帳票を利用しています。そういうふうに合体させられた帳票と

いうのは全く別のものだというふうになっています。

かつシステム上にある家計改善支援事業の帳票はシステム上で集計できないため、支援内容の数値については全て手作業で毎月集計せざるを得ない状態で、とても大変になっているというところなんです。システムを改修して、家計改善支援の支援データを国レベルで管理して、支援状況についてトータルに分析できるようにすべきではないかと思っております。

また、生活保護と生活困窮者の家計改善支援事業は同一事業所で実施するところが増えていくというふうに考えられますので、今後のシステム改修では両制度で共有でき、かつ簡便な帳票システムとなるように検討すべきではないかと思えます。

一応、時間がきたのでこれで終わります。あとはまた時間があるところで述べさせていただきますと思います。

○宮本座長 進行に御協力ありがとうございました。これまでの委員の御提案と重なるところも多々ありますし、または家計改善支援のシステム上の帳票の位置づけ方と、非常に具体的な点も出していただいております。

続きまして、勝部構成員お願いいたします。

○勝部構成員 それでは、拝見させていただきまして細かく対応いただいたことに感謝したいと思います。

特に私のほうからは、地域づくりについての文言がちょっと薄くなってはいないかというところで指摘をさせていただいた点で、8ページのところに入れていただいておりますが、地域づくりと言うと居場所づくりのことを特化して書かれているような傾向がありますので、居場所づくりだけが地域づくりではない。例えば地域の住民による見守り活動であったり、当事者の組織化だったりということもありますので、この1つ目の○のところ、居場所づくり等、と入れていただくか、見守り活動など地域の方々の活動などを具体的に書いていただくのはどうかと思いました。

10ページのところです。ここにつきましては、下から2つ目の○のところ、外出自粛によって明らかになったという文言を入れていただき、大変よかったと思っております。

それから、11ページのところですが、5つ目の○です。特例貸付についてですが、ここにつきましても貸付けの返済のことにつきましてかなり申し上げた点を書いていただいておりますが大変よかったと思っておりますが、真に困窮している人たちという、ここがちょっと意地悪な感じがして、真に困窮している人たちというふうに言うと、真に困窮していない人たちがいるんじゃないかというような、貸付けの返済が、これから物価が上がり、年金が下がる中でさらに厳しくなっているというところを踏まえた形で今、生水委員がおっしゃったように、求めた結果、ということでシンプルに書いていただくほうがいいかと思いました。

18ページのところです。ここについては、これまで見落としてきたなと思っておりますけれども、自立支援相談機関の支援員は兼任が多いというお話が出ているのですが、兼

任に加えて非正規が多いということをやはりきちんと書いておくべきではないかと思っています。非正規の割合が多いことで、これは委託の問題とも関わるのですけれども、プロポーザルなどになっていることから期限付きの職員の採用であったりとか、非正規の職員の採用ということで、スキルは上がっても給料が上がらないという状況で辞めざるを得ないということがこの事業の質的担保につながらないということになり得るのではないかと、この点の質的など、非常勤の割合が多いことも少し書いていただくほうがよいのではないかと思います。

それから、19ページです。コロナ禍で貸付けなど、減収された方々の相談があふれたことでアウトリーチなどが十分できなかったというふうな発言で申し上げたつもりですが、この文言だけ見ていると、訪問も自粛した。コロナで訪問を自粛したと取れないこともないので、ほかの相談が多くなったことで本来アウトリーチ等で把握すべきものができなくなっていたということで、そこを変えていただくほうがよいかと思います。

それから、33ページです。33ページにつきましては家計支援で上から3行目、4行目くらいのところに「権利侵害の回復支援の視点から金銭管理の支援が必要な場合は、社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業」ということが書かれているのですが、現実、この2年、日常生活自立支援事業に相談があふれています。これは依存症とか家計管理ができない人たちで、一定期間やはりきちんときめ細かな対応をしないと生活が改善できない、御自身で指導をしてもなかなか動けないという人たちもいます。

これは、相談員の体制が不十分である。専門員の体制が不十分であって、今は待機者が非常に多い。半年以上待っているようなところもたくさん出ておりますので、ここの制度の充実についても一定考えていく必要があるという部分も記載いただきたいと思いました。

最後に49ページですが、「重なり合う支援」の前に、生活保護と生活困窮者の自立の考え方の整理ということも含めて考えていく必要があるのではないかと、このことを一文加えていただければと思います。

以上です。ありがとうございます。

○宮本座長 ありがとうございます。大きく7点、8点になるでしょうか、重要な御意見をいただいて、その中には先ほどの生水委員の御指摘とも重なって、真に困窮した、これは日本の福祉行政が使ってきた、あまり品のよろしくない表現かなというふうにも失礼ながら思っているのですけれども、これはこの報告書ではないほうがよいのではないかと、このことですね。ターゲットをきちんと絞るということはもちろん大事なんですけれども、真に困窮というのはまたいろいろな使われ方をされてしまうということかと思えます。

ここで、先ほど行岡委員からも都道府県の役割等、事務局に対してお伺いをしたいというような御質問もありました。それから、非常にたくさんの御意見、ほとんどが具体的な修文についての御提案があつて大変ありがたいのですけれども、事務局からこの段階で何かコメントいただければ、あるいは御回答いただければと思っております。

その後で、この後に立岡委員、駒村委員が手を挙げていらっしゃるのですけれども、恐

らく幾つかの意見の中でも「重なり合う支援」という表現について幾つか若干異なった見方が表明されました。このことについて伺っておくと、今の勝部委員の御発言は「重なり合う支援」の前に、自立の主体像みたいなものをはっきりさせておくべきではないかということですが、もうちょっと言葉を足していただくということになるでしょうか。

つまり、これまで「重なり合う支援」プラスどうするかという意見がありました。この後、菊池委員のほうからちょっと法的な観点からも立ち入ってお話をいただこうと思っておりますし、あるいはその後、奥田委員からも御意見をいただこうと思っているのですけれども、勝部委員が今おっしゃったことをちょっと補足しておいていただけますでしょうか。

○勝部構成員 自立の考え方が、生活困窮者支援の中ではたくさんいろいろな方々に支えてもらうとか、あるいは依存先を増やしていくということだとか、それから自立というのは就労だけではないとかということの数々これまでも議論してきたように思うのですけれども、生活保護の場合は本人がどういう生き方を目指すかということよりもやはり収入をまずしっかりと得るとということが前提とされがちであったりとか、この辺りの考え方が違う中で重なり合っていくと、どちらが強くなっていくのかとか、どういう形で自立像を描くのか。法の理念が埋没してしまわないかということもありますので、前段のところはしっかりと議論をしたり、生活保護の在り方のところも含めて少し議論ができるのであればそこも含めての大きなこととなりますけれども、そういうところをちょっと感じています。

○宮本座長 ありがとうございます。よく分かりました。

先ほどの西岡委員の御意見と重なりつつも、若干ニュアンスの違うところもあるなど受け止めました。西岡委員の御意見は、生活保護はケースワーカーがやるべきことをきちんとやっていくこともまた求められているということで、その責任が曖昧になるということとはよろしくないというような御趣旨もあったというふうにも思います。

この議論は非常に重要なので継続しますけれども、これまでの段階で事務局のほうから質問にお答えいただくことを含めて何かコメントがあればよろしくお願いします。

○唐木室長 困窮室長の唐木でございます。

皆様からの御意見でございますけれども、具体的な修文という形で皆様からいただいておりますので、項目は多岐にわたりますが、本日いただいた修文案についてはこちらでもどういう形で反映できるかということは考えさせていただきながら、また座長とも相談し、検討していきたいと思っております。

それで、1点、朝比奈委員から御指摘いただいていた1つ目の項目、厚生労働省の社会保障審議会というような7ページのところですね。「厚生労働省の社会保障審議会において、この論点整理についての具体的な制度設計の検討が進められることと併せ」というふうになっていまして、生活困窮者自立支援制度でございますと、通常ルートでいけば厚生労働省の社保審困窮保護部会という形になりますけれども、確かに他の厚生労働省の

中の検討の場であったり、または今は全世代型社会保障構築会議なども出てきておりますので、その中でまた困窮関係に関わる部分というのは出てくるかというようなところは御意見を聞いて感じたところではございますので、そういったニュアンスも合わせてどういった表現ができるかということは考えさせていただきたいと思っております。

○宮本座長 ありがとうございます。

それでは、先ほど申し上げたように、今、室長から直接お触れにはなりませんでしたが、**「重なり合う支援」**というのはこの報告書の中ではやはり皆さんはかなり気にかかる表現だと、私は非常にチャレンジングで大事な表現だと思いつつ、それだけにこの解釈をめぐっていろいろ議論があるのかなというふうに思っております。

立岡委員と駒村委員は先に手を挙げていただいて誠に申し訳ないのですが、事前に菊池委員のほうからはこの表現に関わっての御意見を含めた御意見があるというふうに伺っておりますし、また、このような表現に触れられた奥田委員からもお話しいただければとも思っておりますので、ちょっと前後しますけれども、菊池委員お願いできますでしょうか。

○菊池構成員 ありがとうございます。実はその点についてはコメントを用意していなかったのですが、今、至急考えまして、生活保護の関係はぜひ新保委員が御専門ですのでお伺いできればと思うのですが、この点について生活保護の部分ですけれども、もう少し丁寧に私も記述したほうがいいのかも思っていました。

何が重なり合う可能性があるのか。法的に言うと、1つは他法他施策との関係がどうなのか。これは多分クリアできると思うんですけども、まずそこをきちんと押さえておく。その上で、重なり合うというのはやはり生活保護の中でも所得保障の部分と、それからケースワーク、相談援助の部分があるので、そこを切り分けて、所得保障に関わる部分は重ね合うという範囲に基本的に入らないということです。

それで、さらに相談支援においても27条と27条の2の切り分けて、保護の停廃止につながり得るような部分ではない自治事務としての27条の2の相談援助、相談支援、そういうところは協力してやっていけるというまさに自立支援プログラムはそうですけれども、もう少し丁寧に書いたらどうかとは思っていました。この点は以上です。

もう1分半費やしてしまいましたが、予定していたのは文言的にちょっと細かい話で34ページの下のほうで**「支援の一貫として」**は**「一貫」**の漢字が違うと思います。

それから、46ページの2つ目と3つ目の○で**「子供」**と漢字を使っていますが、2つ目は大綱で、これは漢字でいいと思いますが、3つ目の**「子供」**は平仮名のほうがいいんじゃないでしょうか。

48ページの2つ目の○で**「生活保護法第81条第3項」**と書いていますが、3項第はないので81条の3ではないでしょうか。

その上で簡単に3点述べますが、50ページで、生活保護法で自立支援に関する基本理念を規定することを検討する。当然そういう御意見はあり得ると思うのですが、法学的に言

うと法1条の自立というのは昭和25年以降、専ら解釈に委ねられてきた概念で、いろんなものが積み重なっていますので、必ずしも経済的自立、日常生活自立、社会生活自立だけでもない。裁判所は人格的自立と述べている判決もありますし、これはちょっと明文の規定を設けるのは簡単な作業ではないだろうということは1つお伝えしたいと思います。

それから、53ページの地域づくりですけれども、地域づくりにも位相の違い、射程の違いがあるのではないかと私は最近思っていて、2条2項で前回改正により地域づくりの理念が入ったということですが、この規定は生活困窮者に対する支援は〇〇に配慮して行わなければならないと、対象は生活困窮者なんです。それで、この地域づくりが生活困窮者をめぐる地域づくりにとどまるのであればそれはそれでいいと思うのですが、もっと広い地域というものを、広がりのある支え合いとか、そういうものを想定するのであれば、ここは社会福祉法の改正で地域福祉の推進で前回やりましたが、そういった地域住民の複合型支援ニーズに対応する包括的支援体制の構築というようなところにむしろ比重がある話です。

ですから、どこまでここで議論しようとしているかによるのですが、例えば53ページの最後の〇で、こうした方向性は法のみならず令和2年社会福祉法改正の方向性とも合致する。少し地域づくりの射程を生困法から広げておくようなこともあり得るのではないかと。これはちょっと事務局に検討していただいて、入れるかどうかをやって考えたい。

それから、最後に（町村部の支援）のところでは62ページです。前回改正の時も、私は町村をどうするかはすごく気になって発言していたのですが、62ページの町村部のところの記載はどうも生活困窮中心の発想で書かれているなと思って、現実には例えば地域包括ケアのシステムは既にあって、そこに障害とか、子どもとか、いろいろなものを広げていくとやって考えてろうとしている自治体が、例えば福島県の檜葉町ではそういう方向ですが、そういうやり方もある。限りある資源を使って、その中で県と町村が連携してと書いてあると思うのですが、それは生活困窮だけの発想であって、町村からするとそこにある資源をどう使って高齢者、障害者、それからいろいろな困窮者を含めて広げていくかという発想になってくると思うので、これも入れるかどうかですが、62ページのところに例えば小規模自治体の資源の制約の中での包括的支援体制整備という観点からは地域包括ケアシステムなど、他分野の既存の支援体制をいかに困窮者支援の視点をそこに組み込むかといった観点も必要ではないかといったことを入れるかどうか。これも検討していただければということです。

すみません。1分オーバーしましたが、以上です。

○宮本座長 ありがとうございます。大変大きな理念上の問題から誤字の問題まで、重要な点をたくさん御指摘いただきました。

53ページの地域づくりをめぐる表現については、先ほど朝比奈委員でしたでしょうか、勝部委員だったかもしれません。そことも重なる御指摘で、居場所の問題と、より大きな

地域の問題と、きちんと区別していかなければいけないということだと思います。

それから、自立概念のことも非常に重要で悩ましいところでもありますけれども、せっくなのでお決まりの3つの自立概念をちょっと一步踏み出るような書きぶりができればというふうに思っております。

それから、62ページの町村部のところですが、今、菊池構成員が具体的な修文としてお示しいただいたことは、もう事務局のほうにそのペーパーは回っているということでしょうか。

回っていないですか。もし可能でしたら、ちょっとメモを回していただけると大変ありがたいと思います。

○菊池構成員 後でお伝えしますので。

○唐木室長 大丈夫です。一応、御発言はテイクノートしましたので。

○宮本座長 分かりました。

それでは、「重なり合う支援」について、ここばかり入ってしまうとまたちょっとバランスを欠くところもありますので、今それなりにこの問題について議論が積み重なってきたということを皆さん念頭に置いていただいた上で順番を元に戻します。

立岡委員、お願いできますでしょうか。

○立岡構成員 では、ちょっとだけ画面共有したいと思います。

まず12ページですけれども、基本的に特例貸付のことが書かれていて、「さらに」というところで「自立相談支援事業や家計改善支援事業との連携も重要であり、これらの事業につながる仕組みや税務部局との」とあったんですけれども、基本的には、等、をつけるか、水道、ガスなどのインフラ部局、というのを追記すればいいのかなというのがまず1点目で思いましたので、ここのところは検討いただければなと思います。

続いて29ページで、西岡さんが言っていた部分は私はまさに賛成です。はっきり言って、27年のこの制度がスタートしたときの就労支援の対象者像と、だんだんこの事業をやって行ってちょっと重い層ばかりが増えてきて、なかなか就労というのは結びつきにくくなっていったというのが実際にあって、そのときにそういった困窮者とか就労困難者に対して協力してくださっている中小企業というのは本当にありがたい中小企業だなというふうに思っています。

ただ、それで、結局はただ体験実習とか行ったとかというのに対して雇用の約束ということ、私は労働局サイドがあまりにも決めつけているんじゃないのかということ、非常に思っています。ですから、あくまでもちゃんと支援調整会議を経て、きちんとコンセンサスを得たような対象者に関しては特開金を使えるようにするにはどうしたらいいのかというような形の記載の文言に変えていただきたい。ここは前向きに検討をお願いしたいと思います。

西岡さんの言うように無料職業紹介を活用することは望ましいのですが、実際、協力事業所の過去半年以内に解雇実績の有無などは無料職業紹介事業所では調べるということ

が難しかったりするので、ハローワークをうまく活用してというふうにならざるを得ない部分もあるかと思っていますのですが、このところはぜひとも前に進めていただきたいと思います。

それと、39ページのところの「全世代において」というのは、後はちょっと省略しますが、けれども、「住宅分野の政策との連携を含め、関係省庁も巻き込んだ」の後に、地域共生社会づくりの視点からの、というのを文言として追記すべきではないかと思っています。

それと、先ほども出てきましたけれども、全世代型社会保障構築会議の議論の中においても、まさにこれは菊池先生がその会議の中でいろいろと議論されているかと思うのですが、生活困窮者自立支援法について随分と住まいの分野に関して議事録に載っているとと思っています。

それで、今日は池上さんも進士さんもおられると思いますので、あえてというところもあるのですが、これを追記していただきたいなというふうな文言です。

住まいの支援については、一時生活支援事業、住居確保給付金、地域居住支援事業、公営住宅・住宅セーフティネット制度、生活保護制度における住宅扶助等の既存の住まいの支援制度のみならず、孤立・孤独問題に対応すべく、支援付き住宅（日常生活支援住居施設）や見守り付きサブリース住宅等がNPO等を中心に始まっている。孤立・孤独対策を含む地域共生社会の実現に向けた支援付きの住まい制度を検討することが必要ではないか、というのをまさに居住支援全般といったところに入れていただく必要がある。今後、全世代型社会保障構築会議の議論とこれの法改正の議論がかみ合いながら進んでいくのかなというふうに思うと、この辺を入れていただくと非常にありがたいかと思っています。

それと、最後にまたしつこいと言われるかもしれませんが、しつこさが取り柄の部分でもあるんですけども、64ページで、今日も福島沖で震度5弱の地震がありました。災害で一番苦しむのは最終的に困窮者だったりするものですから、困窮者の支援の枠組みの中においてやはり災害の部分は入れ込んでいただいて、『あのときいれておけば・・・』という後悔をしないように、ぜひとも他省庁、特に内閣府防災とは連携を取っていただいて法改正を進めていただければというふうに思います。

全世代型社会保障構築会議関係のことは菊池先生に補足いただいたり、支援付きの住まいに関しては奥田さんに補足いただいたりしていただけるといいのかなと思っています。

私からは以上です。ありがとうございます。

○宮本座長 ありがとうございます。

29ページの特開金についての叙述の仕方、どう使えるのかという辺りは少しいろいろな書き方があるかとも思いますので、これは可能でしたら立岡委員なりの何か御提案、具体的な文言というのをいただければというふうに思います。

それから、最後のお話も本当に痛いほどよく分かるお話なのですが、これもまた全面展開というのはなかなかこの文章の趣旨からすると難しいところもあるかもしれない。どの辺りに入れておくのが一番効果的か、ひとつアイデアをいただくと大変ありがたい。

その2点を、ぜひ後で事務局のほうに御一報いただければと思います。よろしくお願いたします。

駒村構成員、お願いできますでしょうか。

○駒村構成員 ありがとうございます。

私は、1か所だけです。既に生水さんや勝部さん、それから宮本先生からも指摘があった11ページの「真に」というところと「更なる」というのは必ず直していただきたいので、そこをセコンドするために発言しました。

先ほど生水さんからありましたように、この2つの言葉が入ってくると、かなり限定的、場合によっては意図したものと逆になってしまうおそれがありますので、生水さんが言ったように修文をお願いしたいと思います。

貧困・困窮関係の政府の報告書には時々この「真に」という言葉が出てきますけれども、この「真に」という言葉は使うときには非常に慎重になっていただかないといけない。まさに「真に」必要なとき以外は使っていただかないように意識していただきたいと思います。今回もありましたので、この部分は必ず修正をお願いしたいと思います。

以上です。

○宮本座長 ありがとうございます。大変明快なお話をありがとうございました。

大津構成員、お願いできますでしょうか。

○大津構成員 私からは2点だけで、今の駒村先生と同じ11ページの一番下のところで、「真に」という表現というのが非常に何をもって真にと言うのか分かりにくいところがありますので、表現を検討すべきではないかと思います。

それともう一つ、その手間に「特例貸付については、貸付で終わりではなく、長期間にわたって伴走支援を行う必要がある。」の後に、これは提案で表現ぶりは任せますけれども、例えば来年1月から返済が始まるといったようなことを入れてもいいのではないかと。社保審でこれから議論が始まっていくときに、この問題が直面する大きな課題ということ意識してほしいと考えております。そう考えますと、中長期的な話ではなくて、来年1月から早い人は返済が始まるといった切迫感をより前面に出したほうがいいのではないかと気がいたしました。

以上です。

○宮本座長 ありがとうございます。本当に切迫している状況であることは間違いなく、そこにある種きちんと警鐘を鳴らすということは報告書としてぜひともやっていかなければいけないと思います。どうもありがとうございました。

ほかに、いかがでしょうか。

○池上課長 事務局保護課長の池上ですけれども、コメントよろしいでしょうか。

○宮本座長 池上課長、お願いいたします。

○池上課長 自立の概念についての御議論をいただきまして、どうもありがとうございます。ここに書き込んではどうかという御意見もいただいたところではあるのですが、

一方で今、菊池先生もおっしゃられたように自立にもいろいろな考え方があるというお話もございました。

それで、ここの部分については我々としては今後、社保審の部会のほうで生活保護と困窮制度と両方議論してまいりますけれども、そのときに過去の経緯なども確認しながら改めて整理してはどうかと考えているところでございまして、今段階で書けるのかどうかというのは検討させていただきたいと思います。

あとは、こちらはちょっとコメントですけれども、「重なり合う支援」についてそれぞれのお立場から御意見を頂戴いたしました。保護課の私の考えとしては、被保護世帯についてはやはりケースワーカーが主として対応する必要があるかと思っています。これは公的責任の後退と取られないようにするという意味でも必要かなと思っているところでございまして、その上で他機関との連携の強化が必要というふうには考えているところでございまして、自立相談支援機関との連携というものも十分そのような観点で考えていくのかなと思っているところでございます。

以上でございます。

○宮本座長 ありがとうございます。「重なり合う支援」は、菊池委員のおっしゃるくらいの具体的書きぶりにすると、またこれはこれで少しいろいろなハレーションも起きるのかもしれないのですけれども。

○唐木室長 困窮室長ですが、よろしいでしょうか。

○宮本座長 はい。

○唐木室長 今、ちょっと御議論があった「重なり合う支援」のところですが、まだこちらは生活困窮者の論点整理検討会ということで保護の議論と一緒にできていないわけでございます。

それで、こちらのほうの保護との連携のところでは様々な御議論をいただいておりますけれども、保護の部分では今、池上のほうから申しあげましたような部分とか、あとはケースワークの委託に関しての推進事業などもやっておりますので、そういった整理の中でどの部分を重なり合う、連携してやっていくかというような議論と一緒に議論する部会の中で明確化していくというような形になるのかなと考えております。

○宮本座長 菊池構成員が非常に専門的な観点からおっしゃった27条の2までが入る、入らないという書き方には恐らくならないのだろうというふうには思いますし、曖昧なところがいいというところもあるのかもしれないのですけれども、それは今、課長、室長のほうからお話があったとおり、その辺りの調整も含めてベストな書きぶりというのを考えていただくということになるかと思いますが、これについては恐らく奥田委員からも御一言あるのではないかと思います。手も挙がっておりますし、お願いできますでしょうか。

それから、自立というところについて池上課長のほうからもお話がありました。恐らくこの大問題をここで全面展開するというような趣旨の文書ではありませんので、ただ、この自立について課長のほうからのお話を十分承った上で、こんな書きぶりは可能なのでは

ないかというような何か具体的な修文の案があれば、それがそのまま反映できるかどうかは別にして、ぜひ御一言いただければと思います。

それでは、すみません。ちょっと止めてしまいましたけれども、奥田委員お願いします。  
○奥田構成員 ありがとうございます。

私は、重なり合うでいいのではないかと考えています。もう皆さん、これは議論をずっとしてきたので改めて整理する必要は全くないと思うんですけれども、基本的にコロナ禍で何が明らかになったかという、やはり給付なり貸付金なりということは非常にニーズがあったという事実ですよ。

人が人を支えるということでこの制度ができたけれども、そここのところは予定外に事務的なものも入ってきた。これで混乱があって、私が現場からお聞きした意見で言うと、相談支援をしてきたんだけど、給付や貸付けが入った後、指導という空気になった。これはつらかったという話があった。

ですので、やはり生活困窮のほうの問題で言うと、やはり給付はこの制度の本来の形ではないのではないかと。そうすると、その部分をどこで補うかということで、まず1つのターゲットは生活保護が使えないのかという話になった。

ただ、一方で、生活保護側の問題としては2つあって、1つは捕捉率の低さですよ。もう既に生活保護レベルになっているのに、生活保護につながらない人たちが相当数いた。その人たちが生活困窮にきていた。これはもともとターゲットがずれていたという問題であって、そのターゲットを生活保護に戻したかったんだけど、やはり拒否感が強くてなかなかいかない。

そうすると、流れとしては、生活困窮から入って生活保護との併用というか、「重なり合う支援」があって生活困窮に戻ってくるというような入り口、中間、出口みたいな絵になるのではないかと。

もう一つの生活保護の問題は、これは書けないでしょうけれども、私の現場の実感から言うと、本当に子家センの皆さん、あるいはケースワーカーさんには申し訳ないですけども、なかなか自治事務のほう、ケアのほうを追いついていないというのが正直、現実なんだと思うんです。保護の側からいっても、ではケアはどこまでできるのか、誰がするのか問題というのは、実は保護自体も抱えている問題があるのではないかと。

この2つ、両方から見たときに、重なり合うということはある面いくのではないかと。だから、さっき菊池先生がおっしゃったように給付の部分ですね。現金給付等の部分は生活保護で、ケースワークのほうは業者が協働でやっていく。それで、重なり合うことによって私は絶対いい効果が出ると思うんです。国がいいかげんになるのではなくて、ケースワーカーさんが一人で抱え込んでいたことを生活困窮のスタッフが一緒になって考えましょうという話になるわけだから、私がずっと言っている伴走型支援でいうと正直、量が問題なんだ、つながりが増えたほうがいいんだ。

そうやってきたときには、重なり合うということの意味をもうちょっと書いたほうが、

積極的な意味をもうちょっと書いたほうがいいんじゃないか。単に給付をやりたかったけれども、給付の制度ではもともとなかったから生活保護を使いましょうだけじゃなくて、ケースワークの面においても重なり合うことによって当事者が豊かになる可能性があるんじゃないですか。給付とケアが一体化した人だけがお世話すると、給付は止められるかもしれないという圧力がどうしてもあるんですよね。そのときに、給付と関係ないもう一人の支援員が関わることによって私は相乗効果が出るのではないかと思っているということ、積極的に重なり合うということはやったらいいのではないか。

すみません、時計が止まっていますね。これは、どれだけしゃべってもいいということですか。

それで、さっき西岡さんがおっしゃったことは、それはそれで私はそうだと思います。それは、多分、生活困窮のほうの就労支援がまだ徹底されていない。それが生活保護が入ってくることによって不徹底になっていくのではないかという生活保護の話じゃなくて生活困窮の就労支援の話が不徹底なんじゃないかということをおっしゃったように私には聞こえたのですが、それはそのとおりでここを徹底していくにはどうしたらいいか。

ただ、一方で、常用雇用だけを進めないということまで明言した限りにおいては、あの部分においても、例えば26ページの常用雇用だけを進めないということになれば、半就労、半福祉ということもやはりそこでは出てくるんですよね。就労だけでは食えないんだから、半就労、半福祉で1つというようなことは出てくるということで、26ページに私は半就労、半福祉の可能性も追求するみたいなことは一方で書いてもいい。

けれども、一方で、生活困窮における就労支援がまだまだ弱い。本気で自治体なりがまだやっていないんじゃないかというところの追求はきちんとやるべきだろう。これが、ちょっと重なり合うことの意味です。

もう時間がないと思うんですけど、もう一つだけ、伴走支援とか、寄り添うんだとか、孤立だとかというところが繰り返し出てくるのですが、重層のほうでやはり課題解決型のアプローチとつながり続けるアプローチということで伴走型支援ということをちゃんと明言化されているので、ちょっと言葉を統一して、やはり孤立している人たちに伴走型の支援というものを行う、あるいはそのための研修を行うということをやったりきちんと言葉を統一して書いたほうがいいのではないかというのが2つ目です。

最後に、マジックワードみたいに出てくるのが、法の理念なんですね。それで、この法の理念というのは5つの理念ですね、包括的、個別的云々で、本文のところでは繰り返し、法の理念に基づいて、ということが出てくるんですが、例えば5ページの視点の前提のところではやはり法の理念をきちんと理解し、徹底するというのもう一回やらないと、何となく決め言葉みたいに、法の理念なんです、法の理念なんですと言っているけれども、それをどれだけの人が意識しているかな、分かっているかなというのはちょっと疑問なので、マジックワードにならないように、法の理念というのはやはりもう一回受肉化させたほうがいい、その言葉をちゃんと肉体化させたほうがいいと思いました。

以上です。

○宮本座長 ありがとうございます。

どうでしょうか。「重なり合う支援」ということについて、今のお話だと、もう少し逆に具体的にその中身を書き込んでもいいのではないかと。そうすると、奥田委員がイメージされている具体的な重なり合いというのは、ケースワークと生活困窮に関わる支援者がどんな関係を取るということをイメージされているのか。

西岡委員の御発言も十分よく分かるというか、反対ではないというお話でしたけれども、西岡委員からすると、もっともっとそのケースワークの中身を充実させていかなければいけないというか、育てなければいけないような局面なんだけれども、そこで責任の所在が曖昧化されてはいけないというようなところもあったと思いますし、それから菊池委員のお話もございました。

その辺りを含めて、そこまで書くかどうかは全く別の話なんですけれども、ここにいらっしゃる構成員の皆さんが次のステップに行くためにも、ある程度、見方を共有というか、誰がどんなふうに思っているんだなということを知っておいたほうがいいのかもしいと思いますので、奥田委員もあえて立ち入ってお話をすると、どんな形をお考えですか。

○奥田構成員 私の前提は、生活困窮のほうに給付なり何なりというものは極力入れないほうが良いという立場なんですね。

○宮本座長 それは分かります。

○奥田構成員 ですから、そうすると生活保護との重なり合いということの第1の重なり合いは、給付は生活保護でやってくださいということです。ですから、そこを共有することはないということです。

一方で、そのケースワークのほうに関しては、協働で重なり合ってやっていけないかというふうにやはり考えていくわけですね。

○宮本座長 それは、相談支援の現場で同席するとか。

○奥田構成員 そうですね。逆に生活保護のほうで同席するとかですけれども、ただ、今の状態では生活保護を受けた人は生活困窮のほうは利用できない。これは就労準備支援事業は別建てでやっていますけれども、それ以外はできないということになっているので、肝腎要の自立相談が生活保護の対象者になった瞬間に入れないというのが現状だと思うので、その垣根を取ってほしいということです。

○宮本座長 そういう形になっていくと、あまりこだわり過ぎかもしれませんが、恐らく次のステップということでちょっと御議論しておいたほうが良いのではないかなというふうに思いますので、西岡委員としては今のようないい形は問題ないということなのではないかと。

○西岡構成員 むしろ奥田委員がおっしゃったケースワークの部分、就労準備とか家計改善とかを含めて生活保護サイドは特に就労支援はほとんど見るべき成果は出ていないのではないかと。

要するに、実施の方法、あるいは最低生活保障という保護の中で就労支援などの事業をやるべきなのかどうかということです。位置づけることと、実施の方法は違うのではないか。例えば、無料職業紹介の活用は生活困窮よりもっと早く生活保護では活用すべき、あるいは手続すべきと言われたんだけど、うまく活用している事例はほとんど聞きません。

生活保護サイドのワーカー、あるいは就労を担当する者が事業所・企業に行って、今回労働サイドが提起しているような被保護者就労支援の利用者に合ったような仕事、雇用を開発するというような行為に及んでいるのかどうか、あるいはそうした就労支援の事業設計をしているのかどうかということが聞きたい。それ抜きに「重なり合い」なんて安易にやっちゃうと、使いやすいほうに全部流れてしまうというか、ブローカーモデルじゃないですけども、使えるなら使おう、任せようという安易なリファー、丸投げリファーみたいなことが横行するのであれば、奥田委員もおっしゃったようなことで言うと、かえって生活困窮も生活保護もお互いのケースワークというか、お互いのケアの部分を下めてしまうのではないかと、そして解決課題を先延ばしします。

生活保護は生活困窮をめぐる議論のときから含めたら自立支援プログラム以降、やはり見るべき進展がないのではないかと、その現状をどうしえいくのかは提起していない、発信していないんじゃないかと思います。それをされて、重なり合うなり、一体的支援なりというのであれば、別に歓迎すべきことだし、いいことだと思います。実施論、どういう形で実施し、どういう組織で実施するのか、うちに閉じこもった形では多分ほとんど解決しないのではないかと思います。

以上です。

○宮本座長 ありがとうございます。よく分かりました。

ようやく生活困窮の就労支援がリアルな次元を開拓しつつあるところに重なり合うということになると、それぞれ頑張っているところもあるわけですけども、生活保護の自立支援プログラムのなところに逆に引っ張られてしまって、広がりや抑制されてしまうような面もあると、そういう意味での御懸念だったのだらうなと思います。

大変よく分かりました。その辺りをどういうふう考えていくか、引き続き御意見がいろいろ出ていますので、そちらにも振っていきたいと思います。まだ発言されていない方を先にさせていただきます。

渡辺構成員、お願いできますでしょうか。

○渡辺構成員 ありがとうございます。

今の重なり合うというところで、子どもの学習支援に関しては生活保護家庭のお子さんたちが学習支援事業に来ていただいているということで、既に重なり合っているというふうな状況かと思うのですが、これは非常にいい成果が出ているなと私どもはやっていて思います。

すごく大変な状況のお子さんたちというのが学習支援に来ることで、ちゃんと自立に向

かっていく場ができたというふうなことではいいですし、コロナの中で分かってきたのは、本来、生活保護を受けるべき全く収入のない方が非常に生活保護を忌避して絶対に受けに行きませんと、お母さんたちは収入もなく、貯金もなく、子どもに御飯を食べさせることもできないのに、生活保護は絶対に嫌だから申込みに行きませんというふうになって、病気になるってどんどん倒れていっているわけですね。

それで家庭が暗くなっていってしまっている中で、本当にその大変な人たちに給付を与えるという中で、さっき奥田委員がおっしゃったように、自立につながってきた方が生活保護にそこからいけることでうまく生活の立て直しができるようになるのであれば非常にそれは有効なことだと思うので、そういう観点で生活保護と困窮が重なり合うという場面ができると思うといいなというふうに思いました。

それについて、重なり合う議論ですごくいろいろなことがあると思うのですけれども、子育て家庭に関していうと、自立をしていく、生活保護を受けられて一旦、生活を落ち着けて自立をしていくということが重要だと思いますし、例えば今の生活保護の中で車を持っていると、ということがいまだに言われてなかなか受けに行かないだとか、学資保険を崩さないと、と言われて受けに行かないとか、やはり生活困窮の人から見れば、子育てから見たらあり得ないことを生活保護のほうに行くと言われて、諦めてしまって生活がだめになっていくという実態がある中では、やはりその橋渡しをする上でうまく重なり合う中でできるようになるといいのかなというのは非常に思いました。

以上です。

○宮本座長 ありがとうございます。重なり合う問題も、西岡委員が問題にした就労支援、渡辺委員が問題にした子どもの支援ですね。それから、奥田委員が恐らく議論の際に念頭にあったような孤立に対する対応みたいな、それぞれのレベルでやはり相当事情が変わってくるということもあって、ここもどういうふうに踏まえた書きぶりにしていくのか。

かといって、あまり立ち入った具体的な書き方もできないということもありまして、最終回であるにもかかわらず大変重い宿題であるなというふうに受け止めております。

引き続きまして、新保構成員お願いいたします。

○新保構成員 ありがとうございます。

この論点整理検討会もそうですけれども、ワーキンでも構成員の皆様が生活保護に着目した御意見をたくさん多方面から述べられて、事務局はとても誠実にこの形にされていると思います。

先ほどお話がありましたけれども、この検討会は、生活保護に集中した議論の場ではないので、今後、生活保護の自立の考え方ですとか、法第27条、27条の2も整理した上で、やはりしっかりと同じ概念を共有しながら議論していくということが大切なのではないかと思います。

個人的には、生活保護の3つの自立は、平成17年度に自立支援プログラムが始まったときに、社会福祉法の第3条の福祉サービスの基本理念にのっとった形で整理されたものだ

と理解しています。それから、第27条の指導指示ですけれども、「生活保護は指導」というようなことをよく言われるのですが、条文を読むと、「必要な指導または指示をすることができる」、「被保護者の自由を尊重し、必要最小限にとどめなければならない」、「被保護者の意に反して指導または指示を強制し得るものと解釈してはならない」と書いてあります。

何となく、生活保護というのは指導指示があるから敷居が高いと思われているかもしれませんが、条文で求めているのは本当に必要最小限で、「できる規定」です。また、平成17年度以降は、自立支援プログラムを導入し、自立支援に舵を切るんだということを宣言しながら自立支援に取り組んできたと思うんです。

今回、西岡構成員から出された意見書は、生活保護における自立支援を考えるうえで大変貴重なもので、すごく示唆に富んでいると思います。これが一つの自立支援とか就労支援の現状だと思います。実際に渡辺構成員が言われたように子どもの学習支援は一緒にやって重なり合っていますし、家計や準備もできるだけ一緒にできるものは一緒にというように進んできていますので、既に27条の2の自立支援プログラムに相当する部分は、一緒にやってきているというところもあるのではないかと思います。

この間、生活保護を利用することがつらいという声とか、生活保護を利用したくないという声もある中で、本来、生活保護が目指しているのは利用してつらくなる支援ではないですし、生活保護になった途端に当事者とケースワーカーが孤立してしまうというのも、生活保護法の本来のあり方ではないように感じています。

制度を利用することで生きづらくなるなどということがあってはならないと思います。生活困窮と生活保護はすごく密接ですので、そこをどうやって一緒にやっていくことが、利用しやすく、本当に困ったときの助けになるのかという観点で、ぜひ今後しっかりと議論ができるといいのではないかと思います。

以上です。ありがとうございます。

○宮本座長 ありがとうございます。大変上手に、品よくまとめていただいて助かります。

立岡構成員、手が挙がっていますけれども、これは引き続きですね。

○立岡構成員 新保先生と朝比奈さんにもちょっと補足いただきたいんですけど、ワーキングの議論からすると、ここまで生活保護にこだわった重なり合いという感じの議論ではなかったんですね。

自立相談が支援をしていて保護につなげたら、結局そのままずっと引いてしまって、うまくつながればいいけれども、うまくつながらないというようなことはもうちょっと重なり合って丁寧に、基本的にいわゆる保護だったら保護のほうにつないでいきましょう、保護から脱却しましたといったときは生活困窮のほうにうまくつなげていきましょうと、そういう重なり合いというような形で議論がワーキングのところではなされていたと思うのですけれども、どうしてもその重なり合いという文言が非常に保護のところの議論に、

ぐっと今回寄ってしまったてはいないかなという様に感じたので、ここら辺は新保先生とか朝比奈さんは一緒にワーキングを聞いておられて、多分そこから重なり合いは出ていなかったかなと思ったんですけども、そういった意味で手を挙げさせていただきました。

○宮本座長 ありがとうございます。

ワーキングの段階では、そのように少し一般的な表現として使われていたのだろうなと思いますけれども、恐らくこの問題というのは非常にこれから大事であるがゆえに、議論が進むに従ってやはりもうちょっと具体的に考えようということになってきたのかなと、考え始めるとそれはそれで大変難しい問題がいっぱいあるということに改めて気づいているという局面なのかなと思いますけれども、朝比奈構成員、新保構成員、何か一言ありますか。

○朝比奈構成員 朝比奈です。ありがとうございます。

立岡さんのおっしゃるとおりだったと思います。そういう意味では、あの段階では意味合いとしては切れ目のないというほうが議論の中身としては近かったのかなと思うのですが、今日のこの議論を聞いていて、重なり合いという言葉が出てきたがゆえに様々な角度からまた論点が深められたというような印象も持っておりますので、今日のこの場の議論もやはり何らかちょっと爪痕を残しておく必要があるかなと思いました。ありがとうございます。

○宮本座長 ありがとうございます。

先ほど池田構成員がちょっと手を挙げたような気もしましたが、今はありませんが、どうでしょうか。

○池田構成員 すみません、挙げていたと思ったら消えていました。

池田です。よろしく願います。今の重なり合うという件で発言をさせていただきたいと思います。

切れ目のない支援というのは、多分2015年の高齢者介護というもので2003年の報告書に出てきたような気がしていて、そのとき小規模多機能型居宅介護という制度を創設するに当たっての文言だったような気がするんです。

でも、それが今20年近くたってきて、切れ目のない支援というのが報酬によって切れ目ができてしまったりというようなこともあるんじゃないかと思っていて、その流れでいうといろいろと課題の多い言葉かもしれないんですけども、私は重なり合うという言葉が一つの象徴で、また議論をしていくきっかけにつながるのではないかと思っています。

生活保護もそうなのですけれども、例えば障害福祉サービスと介護保険とつなげて、重なり合っているようでそれぞれの立ち位置から物を見ているので、なかなか実際は重なり合えないという現実があるんですけども、でも、そういうようなことを乗り越えるためのことを考えるということに、今、宮本先生のお話もありましたが一つのキーワード、第一歩ということにつながるのではないかなと、ちょっと甘いかもしれませんが、そんなふうに思いました。

あわせてもう一つだけ、小規模自治体のところの話が先ほど菊地先生からもありますが、もう少し小規模自治体の取組を都道府県の皆さんに、より関心を持って見ていただくと、限られた資源の中でほかの制度の問題も一緒になって考えるような取組は案外されていて、でもそれはあまり表にはいけけないのではないかなというようなことも現場の職員の方は感じていらして、なかなか見えない部分はあるのではないかなと思うのですけれども、その意味で都道府県と市町村のコミュニケーションが高まることで、実は重なり合うような取組が見えてくる。そういう重なり合うことを推進していくことは生活困窮者自立支援法だけで、重層のほうもそうかもしれませんけれども、この辺も積極的に取り組めるようにつながっていくのではないかなというふうに私は思いました。

以上です。

○宮本座長 ありがとうございます。例年のこうした報告書でよく出てくる言葉に、連携という言葉があって、これは便利だけれども曖昧であり続けた。今回は、重なり合いという言葉がそれに取って代わった。完全にというわけではありませんけれども、そこでその中身というのが、大分、具体的に議論の俎上に載せられたということは非常に重要だったと思います。

今、池田構成員のほうからも、いわば生活保護と生活困窮のような、言ってみれば横の重なり合いから都道府県、基礎自治体、小規模自治体という、いわば縦の重なり合いの具体的な役割分担なり中身ということについて、これは菊池構成員からもお話がございましたけれども、非常に具体的なテーマとして打ち出されたということでありまして、これも非常に大きな成果だったかと思えます。成果といっても、何か具体的な細かいものできたわけではございませんけれども、次のステップに進んでいく上で大事な踏み台をいただいたかと思っております。

さて、今日は最後の取りまとめということで、挙手方式ということもあって割と短時間でいくかもしれないと思ったけれども、やはりそうはなかなかいかないものでありまして、これだけの面々でございますのでしっかり時間が押しております。

でも、何かこれだけは最後にお話をしておきたいというところがございましたら遠慮なさらず言ってください。

よろしいでしょうか。

大変ありがとうございました。非常に具体的な御意見を、修文を含めていただいて、これからそれを最終的なまとめに可能な限り反映させていくわけですが、その反映のさせ方というのはなるべく全力を尽くします。皆さんの本当にお考えどおりになるかどうか分からないんですけれども、座長預かりということで御容赦、お認めいただけるでしょうか。

(首肯する委員あり)

○宮本座長 ありがとうございます。それでは、事務局と一緒に今日の非常に豊かな議論の中身をこの報告書をよりパワーアップさせるように取り計らっていきたいと思います。

それでは、4回にわたって大変熱い議論を長時間にわたって積み重ねていただいて、しかも今回はワーキンググループを置いて、そこでさらに長い時間をかけてじっくり細かい議論を重ねていただいてここまでたどり着いたということになるかと思えます。

この検討を終えるに当たって、社会・援護局の山本局長から一言、御挨拶をいただけますでしょうか。

○山本局長 社会援護局長の山本でございます。

この検討会、論点整理につきまして閉会するに当たり、一言、御挨拶を申し上げたいと思います。

昨年10月の第1回検討会以来、4回にわたり開催してまいりました。構成員の皆様方におかれては、コロナ禍において支援の最前線で御尽力をいただいている方もいらっしゃる中で、毎回多くの皆様に御参加をいただき、制度見直しに向けた多岐にわたる建設的な御意見をいただきましたことに厚く御礼を申し上げたいと思います。

また、宮本座長におかれましても、構成員の方々の白熱した議論を整理し、おまとめいただくという大変難易度の高いお役目を引き受けていただきましてありがとうございます。

コロナ禍は、新たな相談者層の増加や、従来想定していなかった特例的な給付・貸付事務への対応等により、支援現場だけではなく、生活困窮者自立支援法の理念にも非常に大きな影響をもたらしました。

このような状況の中で開催された検討会は、今後の生活困窮者自立支援法の在り方を考える上で非常に重要な位置づけを持つものであり、論点整理にも多くの御示唆を盛り込んでいただいたものと思っております。

これを踏まえまして、厚生労働省としても、いま一度、相談支援という法の原点に立ち返りまして、コロナ禍で影響を受けた人々を含め、生活に困難を抱える人々に寄り添った包括的な支援の強化に向けて検討を深めていきたいと考えております。

皆様方からいただいた御意見を踏まえまして、4月末をめどに論点整理としてまとめ、公表を行う予定にしております。

その後、これを基に社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会において、生活困窮者自立支援法と生活保護法の見直しに向けた議論を進めてまいります。中長期的な検討が必要なものもありますが、皆様からいただいた御意見については今後の議論にしっかりとつなげていきたいと考えております。

検討会は今回で終了となりますけれども、生活困窮者自立支援法がよりよいものとなるように、構成員の皆様には引き続き御指導のほどお願い申し上げますとともに、今後ともお力添えをいただければありがたく存じます。

改めて、構成員の皆様にご心より感謝申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○宮本座長 山本局長、どうもありがとうございました。いろいろな御支援を検討会に賜りまして、そのことについても感謝申し上げたいと思います。

それから、私のほうからも一言、挨拶をしろというふうにお達しがございますので、一言だけ話させていただきます。

私自身、社会保障審議会の委員を拝命してから10年目ということで、無事、定年になりまして、審議会委員が座長を務めさせていただくというインフォーマルなのか、フォーマルなのか、ルールになっているわけですがけれども、こんな形で委員会に加わらせていただくのは今回が最後かと思っております。

今度は、改めて皆さんと一緒に議論させていただく形にもなるかと思えますけれども、思い返してみますと、この制度が立ち上がって10年間、ずっと何らかの形でお役に立てればと思ってきたわけですが、最初はこの法律は一体何なんだというような形で、お金も出さないけれども、相談してやるというのはどういうことだとか、水際作戦を援用作戦みたいに生活保護を受けさせないための謀略ではないかとか、そんなことまで言われたりしたのですけれども、その後だんだん、いかにこの制度が重要な制度であるかということが誰から見ても、その頃そんなことをおっしゃっていた方を含めて了解されるようになってきたということは非常に感慨深いところがありまして、それどころかこの制度が担ってきた孤独・孤立問題だとか、包括的な支援体制の問題だとか、住居の問題などが、冒頭スピニアウトとちょっとひねくれた言い方をしましたけれども、きちんといろいろなところで受け止められるようになってきた。

加えて、例えば孤独・孤立支援ですが、この制度の中ではなかなか孤独・孤立への対応というものが特に財政当局などにちゃんと認められなかったところもあるのですけれども、逆にスピニアウトすることで孤独・孤立に対応することが仮に要介護度を地域で下げなくても、あるいは就労者数を増やさなくても、それ自体が重要な第一歩なんだということが理解されるようになってきた。

あるいは、地域共生社会の重層的支援体制整備事業で、やはり連携させていくというのは単に制度の合理化だとか、補助金の節約ということではない。それだけが非常に質の高い支援につながるんだということも了解されてきたということで、最初はよく分からなかった制度というのが地域づくりのデフォルトのような形で広がってきたということを考えますと、今日いらっしゃる多くの皆さんは本当に10年前から一緒にそれこそ伴走し続けてくださった方が数多くいらっしゃって、改めてここまで制度を引っ張ってきていただいたこと、日本の地域づくりのアプローチ、その出発点を大きく変えてきていただいたことには感謝の言葉しかございません。

そうした中で、実はこの制度はある意味で非日常の日常化とでも言うべき状況の中に突っ込んできた。言うまでもなく、コロナ禍の3年目に入ってきている事態であり、また、これは一見関係ないように聞こえるかもしれませんが、戦争が始まってしまっているというような状況で、いずれも遠いところで起きていることではなくて地域に何らかの

形で影を落としていくことが明らかでございまして、ある意味では非日常の日常化、今日お話があった震災の問題もあるし、自然災害の問題も引き続きあります。非日常の日常化の中で力を発揮していく制度でもあるんだということも、また明確になってきたのだろうと思います。

そうした中で、あえて1つ挙げるならば、今回の戦争を見ていると、いかに民主主義を欠いた体制というものがひどいものになってしまうのかということをお我々は認識するわけでありまして。

それに対してこの10年間、この審議会の中では本当に議論の作法というか、いろんな立場の方がおられて、場合によってはこれまでだったら自分たちの組織の利益ばかりを言い立てるとか、これは国、厚労省の謀略であるというような形でひたすら批判に徹するとか、あるいは逆にお役所の擁護に回ってしまうとか、そういうようなことがあり得たのではないかと。

というよりも、それがしばしば日本のこうした審議会の議論のありようだったのかなと思うのですが、ここでは本当に多様な立場の方々の方が言うべきことは言うだけけれども、一致点はきちんとしっかり真剣に模索をして、そして何よりも今、地域で起きていることにプラスになるような、1ミリでも2ミリでもプラスになるような施策を模索するという方向で皆さん協力していただいたということは、本当にこの国の民主主義の成熟をうかがわせることだと思っております。

座長である私自身が、もう皆さん御承知のとおり、本を書いたり、新聞でコメントをしたりするときは言いたい放題言っているんです。言いたい放題言っているだけけれども、それを役所を含めて、皆さんを含めて広く受け止めてくださって、私自身もそういうふうになると、こういうふうには議論をまとめるときはしっかりモードを切り替えて皆さんから学ぶということをおまず重視をしてきたわけでありまして。

自分のことばかり言いましたけれども、こうした議論の作法、まさにそれは皆さんから学んだということでありまして、こうした議論の作法が習熟して、それが地域づくり、ひいては国づくりにつながっていく。これこそが、やはり暴力や独裁がばっこし始めている時代に対して本当に強い地域や国をつくっていく近道であるのだなというふうには強く考えた次第でございまして。

何か最後は偉そうな大ごとを言ってしまったけれども、本当にそのように思っている次第でありまして、そのような学びを与えてくださった皆さん、それからこうした中でしっかり議論を支えてくださった厚労省社援局の皆さん、本当に大変だったと思っております。こうした事態の中で、ほかのキャリアを考えればいろんなことで幾らでも転身できる皆さんがここに踏みとどまって、そしてこうした議論を支えてくださっているということ自体、私は深い感銘を受けて受け止めております。そこを含めて改めて感謝をして、ややテンションの高い長過ぎた挨拶になってしまいましたけれども、ここまでとさせていただきます。

それでは、改めて新しい検討会等でいろんな形でお目にかかることになるのではないかと

と思います。本当にありがとうございました。次にお会いするまで、お元気で御活躍ください。

失礼いたします。